

検定による教育職員免許状申請書 (特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを行う場合) 記入方法

山梨県教育委員会で授与された特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）に単位の修得と実務経験で新教育領域の追加の定めを行う場合の記入方法です。

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき5,000円分の山梨県収入証紙を貼付してください
(山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。県外在住者等で山梨県収入証紙が購入できない場合は現金（現金書留による）、普通為替証書又は及び定額小為替証書を添付してください。為替の受取人欄等は記入しないでください。)
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2、4～7も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致してください。
- ・特別支援学校教諭免許状の領域は、追加で定める領域を記載してください。
- ・根拠法令は、教育職員免許法第6条と記入してください。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。
なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
 - ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
 - ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
 - ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。
- ※現職教員は、提出省略可。
※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 人物に関する証明書

- ・記入は学校長が行ってください（実務、教科に関する証明書についても同様。）。
- ・所轄庁の証明者は、以下のとおりとします（実務、教科に関する証明書についても同様。）。
大学附置の国立学校又は公立学校の教員にあってはその大学の学長
大学附置の学校以外の小・中学校・幼稚園の教員にあってはその学校を所轄する教育委員会
県立学校の教員にあっては学校長
私立学校にあってはその私立学校を設置する学校法人の理事長

5 実務に関する証明書

- ・勤務成績について過去の状況が判然としないときは、勤務記録等を参考にしてください。
- ・休職期間、産前産後休暇、育児休業期間のある者は、その期間を朱書してください。

6 教科に関する証明書

- ・過去3年間（本年度分は除く）に遡って記入してください。
- ・担任は、教科名を記入してください。
幼稚園の教員の担当クラス、小学校の教員は全教科、特別支援学校の教員は各学部に読替えて記入してください。
- ・総時数は、週で計算してください。

7 身体に関する証明書

- ・病院等で証明してもらってください。
- ・半年以内に発行されたものに限りです。
- ・職場等で健康診断を受診し、当該様式に定められたものと同等以上の内容の場合は当様式に代えることができます。

8 添付書類（①は半年以内に発行されたものに限りです。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略可。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 所有する特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状も含む）の原本

③ 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

例1 山梨県教育職員免許法認定講習の単位修得証明書の原本

例2 各大学から取り寄せた学力に関する証明書の原本

9 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください）。

10 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

内容について確認する必要があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。